

# 児童指導員任用資格

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営を定める条例

第五十九条 児童指導員は次のいずれかに該当するものでなければならない。

## 〈社会福祉士・精神保健福祉士の資格を保有〉

**社会福祉士**又は**精神保健福祉士**の資格を保有している場合、児童指導員の任用資格を得られます。

証明書類：**資格証の写し**

## 〈大学や大学院で所定の専門課程を修了〉

大学(短大を除く)又は大学院において、社会福祉学・心理学・教育学・社会学のいずれかを専修する学科や研究科を修了している場合、児童指導員の任用資格を得られます。

証明書類：**卒業証明書、または、履修科目証明書**

## 〈教員免許状を保有〉

幼稚園・小学校・中学校・義務教育校・高等学校・中等教育学校のいずれかの教員免許を保有している場合、児童指導員の任用資格を得られます。

証明書類：**免許状の写し**

## 〈児童福祉施設で2年以上の実務経験がある〉

児童福祉施設で2年(最終学歴が中卒の場合は3年)以上の実務経験があれば、児童指導員の任用資格を得られます。

証明書類：**実務経験証明書、卒業証明書**